

STCW条約基本訓練（消火）の開講について

（STCW条約マニラ改正完全実施に伴う第6章第1規則に定める基本訓練への対応）

STCW2010年マニラ改正により、すべての船員に対し、第6章第1規則に定める基本訓練の「個々の生存技術（STCW条約コード表A-6-1-1）」及び「防火と消火（STCW条約コード表A-6-1-2）」について、5年ごとにその知識、能力を維持していることを証明することが義務付けられました。

一般財団法人海上災害防止センターでは、今年1月にこの改正条約が完全施行されたことを受け、今後必要となる訓練に対応するため、また、船舶という特殊な環境のもと職務の場であるとともに生活の場となる船内において、火災に対し自らが消防要員となって対応しなければならない船員の安全を守るため、STCW条約第6章第1規則に定める基本訓練のうち、当センターが実施する「防火と消火（STCW条約コード表A-6-1-2）」の訓練について、講師、設備等が国の定めた要件に適合しているか国土交通省海事局に確認を申請し、実地訓練を実施できる外部訓練機関として適合している旨の確認を受けたことから、この度、新たな訓練コースとして「STCW条約基本訓練（消火）」を開講し、横須賀研修所にて訓練を開始することとなりましたので、お知らせ致します。

なお、本訓練コースは、IMOが策定したSTCW条約基本訓練トレーニングカリキュラムに準拠した内容の座学と実習になっているとともに、STCW条約コード表A-6-1-2（防火及び消火）に規定されている全ての項目を網羅した内容になっています。

記

1. 訓練コースの名称 「STCW条約基本訓練（消火）」
2. 訓練施設 一般財団法人海上災害防止センター防災訓練所 横須賀研修所
神奈川県横須賀市新港町13
電話 046-826-3660
3. 訓練計画等 第1回 平成29年5月16日（火）～17日（水）（2日間）
※平成29年度は全8回を予定
※平成29年度の訓練予定日及び訓練内容は別紙参照
4. 予定者数 24人／回
※受講申込者が10名に満たない場合は、訓練を中止することがあります。
5. 受講料 140,400円（消費税及び地方消費税を含む。）
※受講料には、受講期間中の昼食代が含まれています。
※この訓練コースは、横須賀研修所内の宿泊施設の利用はできません。
6. お申し込み・お問い合わせ
一般財団法人海上災害防止センター 防災訓練所（本部）
横浜市西区みなとみらい4-4-5
電話 045-224-4321（直通） FAX 045-224-4312
担当 係長 和佐（わさ）

1. 平成29年度 訓練予定日 (全8回) ※全て2日間コース

- 第1回 平成29年5月16日(火)～17日(水)
第2回 平成29年7月25日(火)～26日(水)
第3回 平成29年10月15日(日)～16日(月)
第4回 平成29年11月21日(火)～22日(水)
第5回 平成29年12月18日(月)～19日(火)
第6回 平成30年1月9日(火)～10日(水)
第7回 平成30年2月13日(火)～14日(水)
第8回 平成30年3月22日(木)～23日(金)

2. 訓練内容 (座学及び実習)

※訓練施設 一般財団法人海上災害防止センター防災訓練所 横須賀研修所
神奈川県横須賀市新港町13

【1日目】

08:30～08:50 日程説明

08:50～12:00 座学 (火災・爆発のメカニズム、発火源、消火剤、消火作業の基本)

12:00～13:00 昼食、訓練実施場所 (第二海堡消防演習場) へ移動

13:00～17:00 実習

①持ち運び式消火器 (粉末・泡) 取扱実習【写真1参照】

オイルパンでの油火災に対して、持ち運び式粉末及び泡消火器を使用して、その取り扱いを習得する。

②ホース・ハンドリング・コマンド実習【写真2参照】

消火ホースの持ち方、消火隊員の動き方、消火作業を実施する際の号令等を習得する。

③消火作業の基本【写真3参照】

消火ノズルの操作方法、消火隊員の動きについて、溜まる・流れる実火を使用して体験する。

17:00～17:20 研修所へ移動

【2日目】

08:30～08:50 訓練実施場所 (第二海堡消防演習場) へ移動

08:50～09:50 座学 (船室火災、機関室火災)

09:50～16:30 実習 (12:30～13:20 昼食)

①高発泡区画への通過実習

高発泡泡が敷き詰められた区画での進入及び通過する際の注意事項等について習得する。

②船室火災 (自蔵式空気呼吸器着装) 消防実習【写真4参照】

酸素濃度が制限された区域 (船室等) に自蔵式空気呼吸器を着装後、進入し、水の使用を最小限にした特殊な消火方法を習得する。

③捜索救助実習 (自蔵式空気呼吸器着装)

乗員の避難・誘導、行方不明者の捜索救助を視野に入れた視界制限状態における動き方及び救助者の限界を体験する。

④甲板火災消火実習【写真5参照】

水霧を使用した基本的な攻撃・防御の消火方法を習得する。

⑤機関室火災消防実習【写真6参照】

船舶の機関室内で発生する漏油等による油火災に対処するための消火方法を習得する。

16:30～16:50 研修所へ移動

16:50～17:00 判定試験、修了式



【写真1】 持運式消火器取扱実習



【写真2】 ホース・ハンドリング・
コマンド実習



【写真3】 消火作業の基本



【写真4】 船室火災消防実習



【写真5】 甲板火災消防実習
泡消火剤による消火実習



【写真6】 機関室火災消防実習

3. その他

本訓練コースの修了者には、「STCW条約基本訓練（消火）修了証明書」を発行いたします。
また、希望者には前記修了証明書の他に、「英文修了証」（有料）を発行いたします。

なお、生存訓練（STCW条約コード表A-6-1-1）についても、プールの改修等の準備が完了次第実施する予定です。